

(3)「新・放課後子ども総合プラン」 の扱いについて

「新・放課後子ども総合プラン」の扱いについて

- 「新・放課後子ども総合プラン」(新プラン)は、本年度末で終了することになるが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、喫緊の課題を解決するためにも、放課後児童対策パッケージを活用し、都道府県・市町村(特別区を含む。)と国が連携し、「こどもまんなか」な放課後を実現する。なお、早期の152万人分の受け皿整備の達成に向けて、本パッケージは令和5～6年度に取り組む内容をまとめたものである。
【放課後児童対策パッケージ本文より】

- 新プラン終了に伴って、改めて3月下旬(予定)に文部科学省と連名で、放課後児童対策に関する通知を発出することとしている。基本的には新プランで示した内容を継続することとしているため、引き続き対策を講じていただきたい。